

令和7年度 商店街補助事業 説明資料 (江戸川区)



説明会資料や様式の一部は江戸川区ホームページからダウンロードできます。
インターネットで「江戸川区 商店街に対する支援」と検索してください。

商店街補助事業一覧

種類	商店街の希望事例	事業名	補助率	商店街負担率	補助限度額	補助対象経費限度額
イベント	商店街で行うイベント（抽選会を伴う売り出しセール等）を補助してほしい！	イベント事業	2/3	1/3	300万円	450万円
		組織活力向上支援事業（振興組合のみ）	11/12	1/12	300万円	約327万円
		小額支援事業 若手・女性支援事業	8/9	1/9	88万8千円	100万円
		女性活躍推進事業	11/12	1/12	91万6千円	約99万円
	セール等の周知費用を補助してほしい！	商店街集客力強化支援事業	1/2	1/2	20万円	40万円
	エコをテーマにイベントがしたい！	商店街エコ支援事業	1/2	1/2	イベント内容により 要相談	
活性化	商店街フラッグやマップ等を作りたい！	活性化事業	2/3	1/3	300万円	450万円
		多言語対応事業	5/6	1/6	300万円	360万円
		女性活躍推進事業	11/12	1/12	91万6千円	約99万円
	商店街をキャッシュ化したい！	キャッシュ対応事業	5/6	1/6	300万円	360万円
	専門家からアドバイスがほしい！	商店街アドバイザー事業	商店街自己負担なし（全額助成）			
街路灯	商店街路灯の電気代を助成してほしい！	装飾街路灯管理費助成	前年度に支払った街路灯の電気代全額 （一部除外設備あり）			
	<p>街路灯 LED 化（建替・ランプ交換）、アーケード照明 LED 化、アーチ LED 化、LED 照明から LED 照明への交換（性能の一定以上向上）、撤去（街路灯、アーケード、アーチ）等の事業については、東京都政策課題対応型補助金の利用可否により、補助率に大幅な差があります。（最大 9/10～最低 1/2 * 内容によって補助上限額も異なります）</p> <p>事業内容により、区から商店会への事前貸付（東京都政策課題対応型補助金相当）も可能です。</p> <p>※街路灯に関する事業をご検討の場合は、事前に区に個別相談ください。</p>					
その他	商店街だけでなく、地域団体と協同してイベントがしたい！	地域連携型商店街事業	4/5	1/5	400万円	500万円
	パトロールやゴミ拾い等のボランティア活動を行いたい！	地域力向上事業	2/3	1/3	40万円	60万円
	開業したので、家賃助成してほしい！	商店街空き店舗対策家賃助成	1/3	1年間を限度に 月5万円まで		月額家賃 15万円まで

※上記は東京都の補助を含んだ場合の補助率です。東京都の補助が受けられない場合、補助率は減少します。

※江戸川区に「会則（規約）、役員名簿、決算書」の提出がない場合は、補助率及び補助限度額が減少します。

令和7年度「商店街補助事業目次」

★制度全般に係るお知らせ	P1
(1)商店街パワーアップ支援事業（イベント事業）	P3
(2)商店街パワーアップ支援事業（組織活力向上支援事業）	P4
(3)商店街パワーアップ支援事業（小額支援事業）	P5
(4)商店街パワーアップ支援事業（若手・女性支援事業）	P6
(5)商店街パワーアップ支援事業（女性活躍推進事業）	P7
(6)商店街パワーアップ支援事業（こども応援事業）	P8
(7)商店街パワーアップ支援事業（地域連携型商店街事業）	P9
(8)商店街パワーアップ支援事業（全国連携事業）	P10
(9)商店街パワーアップ支援事業（地域力向上事業）	P11
(10)商店街パワーアップ支援事業（活性化事業）	P12
(11)商店街パワーアップ支援事業（多言語対応事業）	P13
(12)商店街パワーアップ支援事業（キャッシュレス対応事業）	P14
(13)商店街集客力強化支援事業	P15
(14)商店街プロデュース事業	P16
(15)商店街エコ支援事業	P16
(16)江戸川区ポイントカード利用促進支援事業	P17
(17)江戸川区ポイントカード・区内共通商品券PR支援事業	P17
(18)ポイントカードを活用した子育て世帯・熟年者支援事業	P17
(19)装飾街路灯管理費助成	P18
(20)商店街環境整備事業	P18
(21)商店街空き店舗対策家賃助成事業	P19

商店街補助事業のお知らせ

[東京都 補足説明]

景品・記念品としての供与を禁止している商品は、補助対象外です。

賞品の販売事業者やテーマパークチケット等の販売元が、景品・記念品としての供与を禁止している場合、補助対象外となります。

*必ず販売元にご確認のうえ、景品・記念品としてください。

[商店街補助事業 変更点]

商店街フレンドシップ補助金を廃止します。

複数の個人商店が連携してイベントなどを実施した場合に費用の一部を補助していましたが、利用実績が低いため、事業見直しに伴い、廃止します。

[令和8年度 新規受付開始事業]

(令和7年度中に送付する次年度要望調査の際にご検討ください。)

①「全国連携事業」の新設（イベント事業）

他道府県（被災地や友好都市等）の自治体や商店街と連携して実施する「イベント事業」を補助。

補助率：8/9・補助対象経費限度額：88万8千円・年1回

→ 詳細はP8をご参照ください。

②「こども応援事業」の新設（イベント・活性化事業）

商店街がこどもをターゲットに実施する「イベント・活性化事業」を補助。

イベント事業…補助率：8/9・補助対象経費限度額：88万8千円・年1回

活性化事業 …補助率：5/6・補助対象経費限度額：1,666万6千円

→ 詳細はP10をご参照ください。

[江戸川区からのお願い]

①模擬店 出店の届出（江戸川保健所・小岩健康サポートセンター）

模擬店を出店する場合は、事前に江戸川保健所へ届出が必要です。

詳しくは、区 HP 又は生活衛生課食品衛生第一係・第二係（03-3658-3177）へお問い合わせください。

②道路占用許可申請（施設管理課・江戸川区役所第二庁舎/警察署）

イベントで道路を占用する場合は、届出が必要です。

国道・都道・区道のいずれかによって届出先が異なります。

また、占用箇所を所管している警察署への許可申請も必要です。

詳しくは、区 HP 又は施設管理課占用係（03-5662-1880）、警察署へお問い合わせください。

(1) 商店街パワーアップ支援事業（イベント事業）

①事業内容

商店街が、当該商店街の街区内において自ら企画し、一定の期間に実施する行事で、恒常性のないものを補助します。

- (例) ・季節のイベント（中元、歳末、クリスマス等）
・抽選会を行う売出セール 等
・周知を伴う季節装飾（七夕、クリスマスのイルミネーション 等）

②対象事業・実施回数

1. 1 商店街につき、2 事業までを補助対象とします。

1 事業とは、期間が連続で行われるものを指します。

(例) 同名の事業で期間の分かれるもの（4月と10月に開催）は、
2 事業とカウントします。

※複数の商店街による共催事業については別カウントとなります。

(例) 1 商店街単独で 2 イベント+共催で 1 イベント=3 イベントが可能です。

2. 当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施し、完了した事業であること。

③対象外事業

1. 実施主体または、共催に商店街以外の団体（町会等）が含まれる事業
2. 他の補助金を一部財源とする事業
3. 事業に係る全ての業務およびその大半の業務を委託する事業
4. 内容が経常的な性格を有する事業

④補助率

対象経費の2/3 ※東京都の補助がない場合は1/2

補助限度額：1 商店街あたり 300 万円（※年間補助上限額）

(例) ※1 イベント目で補助金 200 万円、2 イベント目で補助金 200 万円が
受け取れるようなイベント事業を実施したとしても、2 イベント目の際には
補助上限までの残額 100 万円（年間上限 300 万円-1 イベント目 200 万円
=残額 100 万円）までが受け取れる補助金の上限となります。

(2) 商店街パワーアップ支援事業（組織活力向上支援事業）

①事業内容

商店街振興組合の組織そのものの維持・活性化を後押しすることで、魅力ある商店街の増加につなげていくため、商店街振興組合が実施するイベント事業を補助します。

※補助対象となるイベント範囲は「イベント事業」と同一です。

※「イベント事業」との相違点は、イベント終了後の実績報告書に「当該イベントを実施したことにより、商店街振興組合としての組織の維持・活性化にどのような効果があったのかについて、取組内容や要因を含め記載」する必要があります。

②対象事業・実施回数

1. 1商店街振興組合につき、1事業までを補助対象とします。

1事業とは、期間が連続で行われるものを指します。

（例）同名の事業で期間の分かれるもの（4月と10月に開催）は、
2事業とカウントします。

※本事業は、商店街振興組合のみ申請可能。

※本事業は、共催不可。

2. 当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施し、完了した事業であること。

③対象外事業

1. 他の補助金を一部財源とする事業

2. 事業に係る全ての業務およびその大半の業務を委託する事業

3. 内容が経常的な性格を有する事業

④補助率

対象経費の11/12 ※東京都の補助がない場合は1/2

補助限度額：1商店街振興組合あたり300万円

(3) 商店街パワーアップ支援事業（小額支援事業）

①事業内容

イベント事業もしくは活性化事業において、総事業費100万円以下で防災や環境などのテーマを掲げて実施する事業を補助します。

②利用要件・実施回数

1. 当該年度（R7）または前年度（R6）にイベント事業、活性化事業等の各事業（地域力向上事業を除く）の申請を行っていないこと。

※防災や環境、福祉などの、当該商店街に相応しいテーマを掲げる必要があります。

実施例①：中元セールを行い、抽選会場等で「環境 PR パンフレット」を配布しイベント内で啓発活動を行う。

実施例②：商店街区内の「誰でもトイレ」や「バリアフリー施設」の情報を掲載した商店街マップを作成する。

※イベント事業及び活性化事業、各々年度内1回まで申請可。

※継続した2か年まで申請可。（間に1年空けて翌年にもう一回申請は不可）

→利用できるのは、過去に小額支援事業を利用したことのない商店街のみです。

過去に小額支援事業を利用したことのある商店街は、再度の利用はできません。

※本事業の申請条件を満たす商店街同士の共催は可。

※総事業費が100万円を超える場合は、事業すべてが補助対象外。

2. 当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施し、完了した事業であること。

③補助率

対象経費の8/9 ※東京都の補助がない場合は1/2

補助限度額：1商店街あたり88万8千円

(4) 商店街パワーアップ支援事業（若手・女性支援事業）

①事業内容

商店街の若手・女性グループが行う、総事業費100万円以下のイベント事業を補助します。

②利用要件

以下の要件を全て満たす若手・女性グループが行うイベント事業が補助対象。

（※若手とは「年度末年齢49歳以下の者」を指します。）

1. 商店街関係者（商店街役員及び会員店舗の代表者）及びその同居する親族（同一生計）である5名以上の若手又は女性で構成されていること
2. 若手又は女性が構成員の過半数を超えていること
3. 若手又は女性がグループの代表者となること
4. 構成員の過半数及び代表者が商店街役員でないこと

※若手又は女性がグループの代表者となりますが、申請書等に記載する申請者は商店会長になります。また、領収書等の宛名は商店会名を記載してください。

※構成員とは「イベントの企画及び実行を担うメンバー」のことです。

※若手・女性グループの構成員については、構成員名簿で確認します。

※本事業は、共催不可です。

※総事業費が100万円を超える場合は、事業すべてが補助対象外となります。

③補助率

対象経費の8/9 ※東京都の補助がない場合は1/2

補助限度額：1商店街あたり88万8千円

④実施回数

1商店街につき、1事業までを補助対象とします。

※通常のイベント事業とは別カウントとなります。

（例）通常のイベント事業で2イベント+若手・女性支援事業で1イベント
=3イベントが可能です。

(5) 商店街パワーアップ支援事業(女性活躍推進事業)

①事業内容

商店街の女性グループが行う「イベント事業」「活性化事業」を補助します。

②利用要件

商店街関係者(商店街役員及び会員店舗の代表者)及びその同居する親族(同一生計)である5名以上の女性で構成されていること。

※女性グループの構成員については、構成員名簿で確認します。

※女性がグループの代表者となりますが、申請書等に記載する申請者は商店会長になります。また、領収書等の宛名は商店会名を記載してください。

※構成員とは「イベントの企画及び実行を担うメンバー」のことです。

※女性活躍推進事業同士での、他の商店街との共催は可能です。

③補助率

対象経費の11/12 ※東京都の補助がない場合は1/2

補助限度額：1商店街あたり91万6千円

*「若手・女性支援事業」と異なり、総事業費100万円以下という制約はありません。
(総事業費100万円を超えた部分は、補助対象とならないだけです。)

④実施回数

イベント事業については、1商店街につき、1事業までを補助対象とします。

※通常のイベント事業とは別カウントとなります。

活性化事業については、回数の制限はありません。

(6) 商店街パワーアップ支援事業（こども応援事業）

[令和8年度 新規受付開始事業（商店街補助事業）]
令和7年度中に送付する次年度要望調査の際にご検討ください。

①事業内容

商店街がこども向けに実施する「イベント事業」「活性化事業」を補助します。

(例) イベント事業…こども向け縁日、こども向けスタンプラリー 等
活性化事業 …子ども向け（ひらがな）マップ、こども食堂 等

②利用要件

商店街がこども向けに実施するイベント事業及び活性化事業であること。

※交付申請及び実績報告時、事業効果欄にこどもを呼び込む方法を記載してください。

※こども応援事業同士での、他の商店街との共催は可能です。

③補助率

イベント事業…対象経費の8/9 ※東京都の補助がない場合は1/2
補助限度額：1商店街あたり88万8千円

活性化事業 …対象経費の5/6 ※東京都の補助がない場合は1/2
補助限度額：1商店街あたり1,666万6千円 ※事前にご相談ください。

④実施回数

1商店街につき、イベント事業については1事業までを補助対象とします。

※通常のイベント事業とは別カウントとなります。

活性化事業については、回数の制限はありません。

(7) 商店街パワーアップ支援事業（地域連携型商店街事業）

①事業内容

商店街と地域団体とで実行委員会を組織し、その実行委員会や構成員である商店街・NPO 等が地域の活性化に向けて行う事業を補助します。

（* イベント事業及び活性化事業、各々年 1 回まで申請可能です。）

※中元セールなどの商店街販売促進イベントについては補助対象外です。

※イベント事業については、「商店街の販促に係る景品費※」が対象外となります。

→「商店街の販促に係る景品費」とは、商店街の店舗での購入をイベント参加（抽選会等）の要件になっているものや、特定の商店街のみで使用可能な金券・商品券（区内共通商品券は可）を指します。

②利用要件

- a) 「実行委員会」及び「実行委員会を構成する各商店街・地域団体」は、「会則、構成員名簿、直近 12 カ月分の決算書」の提出がそれぞれ必要です。
- b) 複数団体で組織する実行委員会の全体経費のうち、商店街負担割合が過半となる必要があります。

③申請主体

申請書等に記載する申請者は実行委員会会長になります。また、領収書等の宛名は、実行委員会名を記載してください。なお、補助金は「実行委員会名義の口座」に振込となります。

④補助率

事業の内容によって補助率が 4/5～1/2 と大きく変わります。

* イベント事業には「新規枠」（補助率 4/5）と「継続枠」（補助率 2/3）があり、それぞれ補助率が異なります。（※東京都の補助がない場合は補助率 1/2）

* 補助限度額：新規枠 1 商店街あたり 4 0 0 万円

継続枠 1 商店街あたり 3 3 3 万 3 千円

* 事業実施をご検討の商店街は、区までお問い合わせください。

(8) 商店街パワーアップ支援事業（全国連携事業）

[令和8年度 新規受付開始事業（商店街補助事業）]
令和7年度中に送付する次年度要望調査の際にご検討ください。

①事業内容

他道府県（被災地や友好都市等）の自治体や商店街と連携して実施するイベント事業を補助します。

（例）連携先の伝統芸の団体や学生を招致し、イベント内のステージで披露 等

②利用要件

以下のいずれかと連携したイベント（必ず他都道府県との連携が必要）

- ・友好都市（区市町村単位）に属している地域
- ・商店街同士で何かしらの協定を結んでいる商店街
- ・被災地

※交付申請時に友好都市がわかるもの、商店街同士で結んだ協定書の提出が必要です。

※全国連携事業同士での、他の商店街との共催は可能です。

③補助率

対象経費の8/9 ※東京都の補助がない場合は1/2

補助限度額：1商店街あたり88万8千円

④実施回数

1商店街につき、イベント事業については1事業までを補助対象とします。

※通常のイベント事業とは別カウントとなります。

(9) 商店街パワーアップ支援事業（地域力向上事業）

①事業内容

地域社会の中で「商店街自らが住民生活を支えるためのボランティア活動」に対して補助します。商店街の収益になるような事業は、対象外になります。

②対象事業

【補助対象経費】

・周知費用 ・物品購入費 ・委託費 ・その他諸経費

*いずれも事業に直接必要な費用に限ります。

【事業例】

<地域見守り活動>

商店街が主体となって、子供たちの登下校時や夜間にパトロールを行うほか、地域のお年寄りの訪問活動を行う。

(想定される補助対象経費)

・チラシやポスター ・拡声器 ・帽子 ・誘導灯 ・活動記録写真代 ・腕章 等

<ゴミ拾い運動>

商店街が主体となって、商店街内及び近隣地域で定期的にゴミ拾い活動等を行う。

(想定される補助対象経費)

・チラシ、ポスター ・清掃用トンブ ・箒 ・ちりとり ・活動記録写真代 等

③補助率

対象経費の2 / 3 ※東京都の補助がない場合は1 / 2

補助限度額：1事業あたり40万円まで

④補助回数

1商店街につき2事業まで

*他の商店街との共催は可。町会等との共催は不可。

(10) 商店街パワーアップ支援事業（活性化事業）

①事業内容

地域に愛され親しまれる商店街としてイメージアップを図るもの（イベント事業以外）を補助します。

②対象事業一覧

下記に掲げる事業はあくまでも例示です。

ご検討される事業がありましたら、お気軽にご相談ください。

情報技術機能の強化を図るための事業		
・新規ホームページ作成	・ポイントカード導入	・キャッシュレス決済導入
・Eコマース導入	・POSシステム導入	・スマートフォンアプリ導入
・顧客情報システム導入	・フリーWi-Fi整備	
顧客利便機能の強化を図るための事業		
・お客様向け巡回バス導入	・タウンモビリティ導入	・宅配事業
・案内板設置	・商店街マップ作成	
コミュニティ機能の強化を図るための事業		
・空き店舗などを活用した事業（交流施設、保育施設、高齢者向け施設）		
・安全パトロール事業	・エコマネーの導入、調査	
・エコ、リサイクル事業（ごみゼロ運動、リサイクル機器設置等）		
組織力、経営力の強化を図るための事業		
・活性化計画策定	・活性化委員会開催	・来街者調査
・購買動向調査	・消費者懇談会	・普及宣伝
・専門家派遣	・人材育成	・法人化支援
・テナントミックス	・地域ブランド、商品開発	
・空き店舗等を活用した事業（チャレンジショップ、創業支援施設等）		
・商店街への加入促進活動を支援する事業		

③補助率

対象経費の2/3 ※東京都の補助がない場合は1/2

補助限度額：1商店街あたり300万円（※年間補助上限額）

補助期間：1年（家賃補助に関しては3年→※2年目以降は補助率1/2となります。）

(11) 商店街パワーアップ支援事業（多言語対応事業）

①事業内容

商店街において、多言語による情報提供等、外国人受入のための環境を整備する事業を補助します。

②対象事業

1. 多言語による情報提供等、外国人受入のための環境を整備する事で、商店街の地域での役割を高め、商店街の活性化を図るもの。

【事業例】

- ・商店会員への英会話研修の実施
- ・多言語対応パンフレットの作成
- ・多言語対応ホームページの整備
- ・多言語対応商店街フラッグの作成 等

2. 当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施し、完了した事業であること。

③補助率

対象経費の5/6 ※東京都の補助がない場合は1/2

補助限度額：1商店街あたり300万円

<※事業の実施に際して>

事業の実施を検討される商店街につきましては、必ず事前に区までご相談ください。

※正しく補助を受けるためには、様々な条件があります。

事業実施後に「この内容で補助を受けられると思っていたのに対象外だった」ということにならないよう、必ず事前に区までご相談ください。

(12) 商店街パワーアップ支援事業（キャッシュレス対応事業）

①事業内容

商店街において、キャッシュレス機器の導入やキャッシュレス決済環境の整備等で、商店街の利便性を高め、商店街の活性化を図る事業を補助します。

②対象事業

1. 【事業例】

- ・キャッシュレス決済機器等の導入に係る経費
- ・専門家によるコーディネート経費
- ・キャッシュレス決済機器導入時の操作研修経費
- ・周知、PRに係る経費 等

2. 当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施し、完了した事業であること。

③補助率

対象経費の5/6 ※東京都の補助がない場合は1/2

補助限度額：1商店街あたり300万円

<※事業の実施に際して>

事業の実施を検討される商店街につきましては、必ず事前に区までご相談ください。

※正しく補助を受けるためには、様々な条件があります。

事業実施後に「この内容で補助を受けられると思っていたのに対象外だった」ということにならないよう、必ず事前に区までご相談ください。

(13) 商店街集客力強化支援事業

①事業内容

商店街が行う販売促進や売出し等の、周知に係る経費を補助します。

既にイベント事業の補助金を2回申請している商店街でも、追加でイベントを行う場合、周知に係る経費を補助します。

②対象事業

【補助対象経費】

- ・周知費用のみ

【補助対象経費例】

- ・ポスター、チラシ等の作成費
- ・新聞折込経費
- ・新聞、雑誌等への広告掲載料
- ・ホームページの更新経費
- ・案内看板等の製作費（事業実施期間のみの物に限る）
- ・抽選会券、福引券等の印刷経費
- ・事業に係るコピー代
- ・宣伝用車両の賃借料
- ・その他 PR に係る周知費用 等

③補助率

対象経費の1/2

補助限度額：1 商店街あたり年20万円まで

補助回数：補助限度額の範囲内であれば、年何回でも申請可能です。

*他の商店街との共催も可能です。

(14) 商店街プロデュース事業

①事業内容

「商店街イベントのマンネリ化」や「活性化したいが何から取り組めばいいかわからない」等でお悩みの商店街に中小企業診断士を無料で派遣し、問題解決を図ります。

②事業実施例

- ・商店街の現状把握及び課題整理
- ・商店街イベントの計画
- ・商店街活性化計画の実施及びフィードバック 等

* 派遣内容によってニーズに適した中小企業診断士を派遣します。

③補助率

区で全額補助。

* 商店街負担はありません。

④派遣回数

1 商店街あたり年間20回程度まで

* 派遣期間：原則2年間（最大3年まで）

* 区への派遣申請は1年ごとに必要です。

(15) 商店街エコ支援事業

①事業内容

えどがわエコセンターをアドバイザーとして商店街が実施するエコ事業を補助します。

②補助率

対象経費の1/2

補助限度額：なし（イベント内容により応相談）

(16) 江戸川区ポイントカード利用促進支援事業

①事業内容

ポイントカード利用新規加盟店及び新規利用消費者の増加に向けた取組みを補助します。

②補助率

対象経費の1/2

補助限度額：なし

(17) 江戸川区ポイントカード・区内共通商品券 PR 支援事業

①事業内容

ポイントカード・区内共通商品券のPRに必要な費用を補助します。

②補助率

対象経費の1/2

補助限度額：・商店会:100万円

・商店会が複数で同一の事業を実施するための団体:300万円

(18) ポイントカードを活用した子育て世帯・熟年者支援事業

①事業内容

少子高齢化対策として江戸川区商店街連合会共通ポイントカード委員会が行うプレミアムポイントカードへの特典（1枚あたり250円の上乗せ）を補助します。

②助成内容

江戸川区商店街連合会共通ポイントカード委員会で回収された満点カード（350ポイント）1枚につき、250円分を助成します。

(19) 装飾街路灯管理費助成

①事業内容

商店街が管理する街路灯の「前年度に支払った電気代の全額」を補助します。

* 個店看板や防犯カメラ等の電気料が含まれている場合は、その金額を差し引きます。

(20) 商店街環境整備事業

①事業内容

商店街のハード面の整備事業を補助します。

(例：装飾街路灯の新設・建替、商店街会館の設置、商店街道路のカラー舗装 等)

②補助率

事業の内容によって補助率が 9/10～1/2 と大きく変わります。

* 事業実施をご検討の商店街は、区までお問い合わせください。

【★街路灯を LED 化（新設・建替・ランプ交換）した場合の補助】

- ① 「LED 街路灯の新設」または「水銀灯から LED 街路灯への建替」を行う場合
- ② 「水銀灯」から「LED ランプ」に交換する場合
- ③ 「既存 LED ランプ」を「新しい LED ランプ」に交換する場合（※）

※③の場合に補助を受けるためには、「新しい LED ランプの性能等」について一定条件を満たす必要があります。詳しくは区までお問い合わせください。

<補助率>

東京都および江戸川区の補助により、上記①～③いずれの場合も商店街負担 1/10 で利用可能です。

<区からの貸付>

上記①～③いずれの場合も江戸川区の貸付事業が利用可能です。

- ・ 貸付額：東京都から交付決定された補助金額を上限
- ・ 利子：無利子

* 東京都から商店街に補助金が入金され次第、江戸川区からの貸付額全額を返還いただきます。

(21) 商店街空き店舗対策家賃助成事業

①事業内容

空き店舗を抱える区内の商店街に対し、商店街内に出店した事業者の店舗賃借料の一部を助成します。

②空き店舗の条件

以下の要件を全て満たす空き店舗が補助対象。

1. 3か月以上連続して入居が決まっていない店舗用施設であること
2. 駅近接や複合的商業施設の商店街の空き店舗でないこと
3. 契約する店舗の賃貸契約日が令和6年4月1日以降であること

*対象商店街の可否については、区HPで確認可能です。

*起業、店舗の移転、多店舗展開を問わず対象です。

③出店事業者の条件

1. 出店に際し、商店街の承諾を得るとともに商店街に加入すること
2. 個人または法人にかかる税金の滞納がないこと（住民税・事業税）
3. 空き店舗に入居後、区の指定する専門家による経営診断を受けること（無料）
4. 小売業、サービス業、飲食業等を主たる事業として営業する個人または法人であること
5. 国、東京都（公益財団法人東京都中小企業振興公社を含む）または江戸川区による他の賃借料の助成を受けていないこと。（重複受給はできません）

④助成内容

店舗賃借料の月額1/3（上限5万円 *補助対象賃借料上限額15万円）

助成月数：開店してから連続する12か月を限度

助成方法：商店街を通じて6か月分ごとに助成金を交付（1事業者につき、2回の助成金交付）

⑤助成対象者

商店街（商店街を通じて、出店した事業者に店舗家賃を助成します。）

*助成対象店舗数：4店舗（先着順）

*令和7年4月1日から受付開始です。

*出店計画書と商店街の出店承諾に関する議事録の提出をもって、受付となります。